

日本銀行「ABLに関するセミナー(金融高度化センター)」

2011年12月2日

日本のABLの現状と将来の展望

【その2】

—現状の課題と改善の方向性についての私見—

ABL協会理事

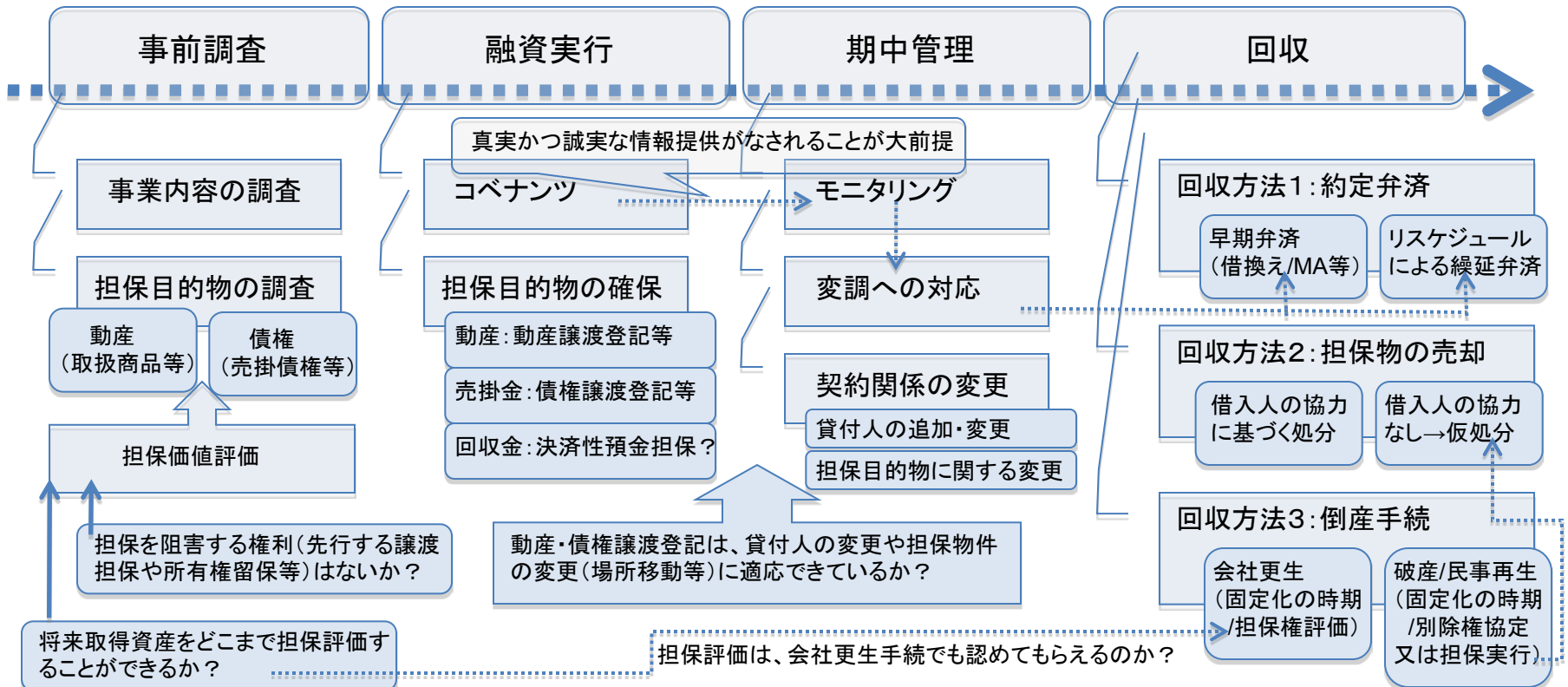
中村廉平

(商工中金組織金融部担当部長)

5.1 ABL取引のフローと実務上の問題点(概観)

ABL取引は、「事前調査」「融資実行」「期中管理」「回収」の流れを辿る。誠実な借入人へのABLであれば、コベナンツを遵守し、モニタリングを通じて、事業の状況に応じて、必要であれば、適宜、リスケジュールや担保物件の処分等も検討しながら、回収に至る(その過程でロスが生じても、それはレンダーが甘受すべきビジネス上の損失である)。しかし、借入人が、虚偽の報告をしたり、約定に反して担保物件を処分したり、担保物の引渡しに協力しないリスクをどこまで織り込んでファイナンスをしなければならないのか。また、倒産手続において、レンダーの期待が裏切られるならば、融資時点で与信枠を縮小せざるを得ない、という問題も存在する。更に言えば、動産譲渡登記の硬直性(場所による特定や貸付人の変更への不対応)も、実務上の不都合を生じさせている。

ABLの実行から回収までの流れ



5.2 従来型担保概念がもたらすABL市場の成長の限界

ABLに関する現行法制度は、「担保＝清算・回収」という伝統的概念に基づく制約が存在している。「債権者（レンダー）と債務者（借入人）は対立する当事者である」「担保は、債権者のためのもの」「担保を強化すれば、借入人の利益に反する」という価値観があり、包括的な担保を許容することに消極的である。また、「回収」場面においても、借入人の協力が得られないことを前提とすれば、強制力のある裁判所手続を通じて、借入人の意に反して担保物を換価処分する方法を模索しなければならず、手続上の様々な制約に直面する。倒産手続においても「担保権を制約することが事業再生に役立つ」という伝統的な実務感覚が残っている。そのような法制度理解を踏まえ、金融機関の自己査定は「借入人の協力を得ずに、いかに回収を確保するか」がチェックポイントとなっている。

従来型概念（担保＝清算・回収）に基づく現行制度がもたらすABLの限界

ABLに関する法制度（イメージ）

担保設定の局面

民法（実体法）：借入人と貸付人の対立構造が前提
→ 包括的な担保は、債務者の利益に反する

登記法：（実体法上の理解を前提として）
→ 担保目的物には、場所的な特定等が必須

被担保債権の回収の局面

個別執行：借入人と貸付人の対立構造が前提
→ 借入人から目的物を強制的に引揚げる方法が課題

倒産手続：「倒産＝（観念的）清算」の発想が前提
→ 倒産手続スタート
＝ABLの循環を固定化させて担保価値評価

金融機関のリスク管理：金融検査マニュアルに基づく自己査定上の取扱い

ABL＝動産担保＋債権担保

動産担保：「担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続が確立していること」等

債権担保：「回収（第三者への譲渡による換価を含む）が確実である」等

5.3 ABL市場発展に向けた検討課題:「生かす担保」概念の導入可能性

ABLにおける担保は、債権者だけでなく、債務者の利益(事業継続)にも資するもの(いわゆる「生かす担保」)である。広範な担保を認めれば、担保評価額を向上させて、借入人の与信枠を拡大できる。期中管理におけるコベナンツは、借入人の経営に対するガバナンス効果を発揮できる。事業変調時にも、リスケジュールだけでなく、通常の営業の範囲を超えて担保物を処分したり、スポンサーへのM&A等のシナリオも視野に入れた話し合いが予定されている。このような正常型ABLを想定するかぎり、債務者の協力を得て担保物を処分するシナリオを前提とするリスク管理策(自己査定)も許容されるべきではないか。なお、「債務者の協力」という前提を置くためには、借入人に対して、明確な規範意識が与えられているかどうか(不正行為の明確性)を検証しておく必要がある。

「生かす担保」 = 借入人の利益にも適う担保

担保設定の局面: 包括的な担保も、それによって担保評価額が向上するならば、債務者の利益に適う

担保実行の局面: 借入人の協力の下に、担保目的物を、迅速に、かつ、効果的に売却する手法が原則

担保設定の局面

場所等の特定によらない包括的な担保設定を認めてもよいのではないかな?

担保物件処分の局面

借入人の協力の下に、担保物を処分する方法を原則的な形態として位置付けてもよいのではないかな?

倒産手続の局面

倒産手続開始後も、ABLの循環を継続し、DIPファイナンスの提供も含めて、レンダーによる継続的支援の可能性は探れないかな?

自己査定の局面

借入人が担保物処分に協力することを前提とする自己査定も許容されるべきではないかな?

「生かす担保」概念の導入の前提となる課題

但し、借入人が常に協力してくれる、という「性善説」を前提とするためには、その実効性を確保する必要があるのではないかな?

財務内容・担保物に関する真実の報告

適切な担保物管理(権限外処分の禁止)

(必要ならば)担保物の引渡し

借入人の不正行為に対する制裁(民事/刑事上の責任)の実効性の検討の必要性

プロフィール(なかむら れんぺい)

法務省法制審議会、経済産業省産業構造審議会、同省中小企業政策審議会各臨時委員、内閣府構造改革評価タスクフォース委員、金融庁新しい中小企業金融の法務に関する研究会委員等を歴任。
現在、財団法人司法協会評議員、事業再生実務家協会専務理事、ABL協会理事等を兼務。2012年度より立教大学法学部兼任講師(金融法)に就任予定。

ABL関連の主要論文として、「流動資産一体担保型融資(アセット・ベースト・レンディング)の検討—事業のライフサイクルを主眼とした中小企業の資金調達の新展開—」(金融法務事情1738号)、「関心集まる融資の担保多様化」(日本経済新聞「経済教室」2007.2.26)、「ABLの実務」(地銀協月報2006.10月号他連載)、事業価値を見極める融資関—アセット・ベースト・レンディング—」(日刊工業新聞2007.11.26他連載)、「再建型倒産手続におけるABLの取扱いに関する考察—いわゆる「固定化」問題を中心として—」(NBL2009.7.1号)、「金融危機下に求められる地域金融機関の経営支援のあり方」(第二地銀協「リージョナルバンキング」2009年5月号)、「地域密着型金融の最前線—ABL」(金融ジャーナル2009年9月号)、「ABL法制の検討課題に関する中甸的論点整理—実務家の声を反映して—」(金融法務事情1927号)、「ABLの『生かす担保』概念と会社更正における担保評価」(金融・商事判例1373号) 他